

平成 17 年 1 月 18 日

上海カネボウ化粧品有限公司の中国国内における店頭化粧品の一時撤収について

株式会社カネボウ化粧品

株式会社カネボウ化粧品が 90% 出資する上海カネボウ化粧品有限公司（以下、上海カネボウ）は、1999 年 7 月に市場調査・テスト販売（年間 50 万米 \$ を上限とする）として化粧品の輸入販売を認めるといふ許認可を取得したうえで、中華人民共和国（以下中国）国内において現在までカネボウブランドの輸入販売を行ってきました。

中国においては、輸入販売を行う場合、貿易権の取得が必要条件であり、貿易権には、輸出入を行う輸出入貿易経営権と、輸入した商品を販売する卸売経営権が必要となります。上海カネボウは、輸入業務は輸出入貿易経営権をもつ輸入代理店を通じて行ってきたものの、中国国内の卸売販売に関しては、昨年まで卸売経営権がないままであった事実が、この度判明いたしました。

上海カネボウといたしましては、速やかに行政の指導に従い対応をしておりますが、当面現在の輸入品販売（年間売上 約 2 億円）については一旦、停止すべく商品の撤収を開始いたしました。

また、その後現地の体制を強化し、調査を進めてまいりましたが、その過程で、一部の原料についても輸入申請の不備を疑わせる事実が発覚しましたので、商品の安全性には全く問題ありませんが、コンプライアンスの観点から、現地生産品（年間売上 約 1.3 億円）も店頭での販売を一時停止します。速やかに行政当局に調査結果を報告の上、その指導に従って速やかな販売を目指す所存です。

なお、既に現地法人の経営陣も刷新いたしましたでしたが、現地従業員の雇用は確保していく方針であります。

今後は、日本と中国の両方に設置した「コンプライアンスタスクフォース」において真相の解明に努めてまいります。日本の「コンプライアンスタスクフォース」メンバーには、森・濱田松本法律事務所の小林啓文先生、当社社外取締役・監査委員の田村、吹野監査委員他にも参加いただき、公正に調査を進めてまいります。

過去の経営の負の遺産による所もあるとはいえ、かかる法令違反を起こした事に対しましては、誠に遺憾であり、現経営陣として心からお詫び申し上げる次第であります。

以 上